第5章

中野区高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画

1 計画策定の背景・目的

【高齢者を取り巻く環境】

介護保険制度は、創設から25年以上が経過し、全国で高齢者人口が約1.7倍に増加する中で、サービス利用者数は約3.6倍に増加するなど、高齢者の介護になくてはならない制度となっています。区では、いわゆる団塊の世代*すべてが75歳以上となる2025年を見据え、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めてきました。

今後はいわゆる団塊ジュニア世代*が65歳以上となる2040年に向け、高齢者人口、特に85歳以上人口の割合が上昇し、介護サービスの需要が一層高まることが見込まれます。

さらに、85歳以上人口の増加や、一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の増加に伴い、認知症のある人や軽度認知障害（MCI）*の高齢者も地域で安心して暮らし続けられるための支援の充実が求められています。2023年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」や、国の認知症施策推進基本計画に示された「新しい認知症観*」に基づき、認知症施策を一層推進する必要があります。

【持続可能な介護サービスに向けて】

介護サービスを必要とする人が安心して希望に合ったサービスを受けられるよう、中長期的な視点で人口構成の変化や介護需要の動向を推計し、在宅サービスを含む介護サービス基盤の整備を進めるとともに、介護保険制度の持続可能性を確保する必要があります。

また、15歳から64歳までの生産年齢人口が急減し、全産業的に人材の確保が厳しい状況となる一方、サービス需要に対応した介護人材の必要数は増えることが見込まれます。既に区内の介護人材不足は深刻な状況にあることから、高齢者の介護を支える人材の確保・定着に加え、介護テクノロジーの活用等による介護現場における生産性の向上の推進等が求められます。

【計画策定の目的】

本計画（中野区高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画）は、計画期間となる2027年度～2029年度における人口構成の変化や地域社会の動向を捉えつつ、2040年に向け、これまで進めてきた地域包括ケアシステムの深化・推進や持続可能な介護保険制度の運営、認知症施策をより総合的に推進していくため、区が重点的に取り組むべき施策を示すことを目的として策定します。

2 計画の基本目標と5つの基本施策

本計画の基本目標は、以下のとおりです。

高齢者一人ひとりが尊厳と希望を持ち、認知症や介護が必要となっても、住み慣れた地域で支えあいながら自分らしく元気に暮らし続けられる地域社会の実現

2040年に向けて更なる高齢化や様々な社会環境の変化が見込まれる中、高齢者を地域全体で支えていくとともに、要支援・要介護状態となることを予防するため、高齢者自らが持つ能力を維持・向上していくことが大切です。また、認知症や介護が必要な状態になっても、本人の意思や希望が尊重され、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの更なる深化を図ります。高齢者が自分らしく元気に暮らし続けられる地域社会を実現するため、複合的な課題を有する世帯への支援や医療と介護の連携の強化、地域づくりと参加支援等を、各施策の関連性を踏まえながら一体的かつ総合的に推進していきます。

この基本目標の実現に向け、第9期計画に掲げた次の5つの基本施策をさらに推進していきます。

基本施策1　総合的な介護予防・生活支援

高齢者が生きがいを持って社会参加し、自分らしくいきいきと元気で暮らし続けることができるよう、要支援・要介護状態となる前の早い段階からの介護予防を推進するとともに、高齢者の生活機能の維持・向上や生きがいづくりにつながる多様な取組や居場所を確保し、フレイル（虚弱）化や閉じこもり等の予防を図ります。また、地域のニーズと活動・担い手をつなぐとともに、地域活動への参加を促すための情報発信を強化します。

基本施策2　在宅医療と介護の連携

医療や介護を必要とする高齢者が、状態の変化に応じて適切な支援を受けられるよう、在宅医療と介護の連携を強化し、切れ目のないサービス提供体制の充実を図ります。また、本人の意思を尊重した支援を推進するとともに、介護を担う家族等が安心して介護を続けられるよう、相談支援や関係機関との連携によるケアラー支援を推進します。

基本施策3　認知症対策と虐待防止

認知症施策については、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に基づく「市町村認知症施策推進計画」として本計画に位置づけ、中野区高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画と一体的に推進します。「新しい認知症観」に基づき、認知症に関する正しい知識と理解を深めるとともに、認知症のある人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らし続けることができるよう、地域全体で見守り・支えあう地域づくりを進め、早期発見・早期対応を支える体制づくりや相談支援の充実に取り組みます。

また、高齢者の権利擁護を推進するとともに、家族介護者への支援や関係機関との連携を通じて、高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けた体制を強化します。

基本施策4　安心して暮らし続けていけるための基盤整備

頼れる身寄りがいない高齢者等が安心して暮らせるよう、支援体制をさらに充実させます。また、多様化するニーズを踏まえ、住まいや在宅サービス、介護保険施設を整備していきます。さらに、質の高い介護サービスが提供されるよう、区内の介護サービスを支える介護人材の確保・定着・育成を図ります。

基本施策5　介護保険制度の適正な運営

社会経済情勢に左右されることなく、持続的かつ安定的な介護保険制度運営を目指します。また、安心して介護サービスを利用できるよう、制度に関する情報発信を効果的に行うとともに、介護サービス事業所への適切な指導、支援等を行っていきます。あわせて、介護給付の適正化に取り組みます。

※ここに掲げる項目の内容については、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第5条に基づき市町村が定める市町村計画の内容を含みます。

3 施策体系と個別施策


基本目標
基本施策
施策
高齢者一人ひとりが尊厳と希望を持ち、認知症や介護が必要となっても、住み慣れた地域で支えあいながら自分らしく元気に暮らし続けられる地域社会の実現
1 総合的な介護予防・生活支援
1 介護予防・生活支援の推進
2 生きがいづくりの支援
2 在宅医療と介護の連携
3 在宅医療・介護連携体制の推進
4 在宅療養に関する区民への啓発、理解促進
3 認知症対策と虐待防止
5 認知症施策の推進
6 高齢者の虐待防止
4 安心して暮らし続けていけるための基盤整備
7 安心して暮らせる地域の実現に向けた体制整備
8 介護人材の確保・定着支援
5 介護保険制度の適正な運営
9 介護保険制度の適正な運営

主な取組

1 介護予防・フレイル予防の普及啓発及び情報の周知
2 健幸プラザの活用と運営団体への支援 3 短期集中予防サービス事業の効果的な活用
4 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
5 効果的な介護予防ケアマネジメントの実施 6 地域包括支援センターの体制強化
7 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施の推進

1 地域の居場所やつながり、活動の充実 2 高齢者のボランティア活動等への支援
3 シルバー人材センターへの支援

1 多職種による連携の推進
2 退院後等に円滑に在宅療養につなげるための相談体制の強化
3 在宅医療・介護人材の養成 4 24時間365日の在宅医療・介護の提供体制の推進
5 介護施設・在宅サービス等の「新たな介護需要増」への対応
6 区民が望む在宅療養生活の実現 7 ケアラー支援

1 在宅療養、在宅での看取り等についての区民への啓発
2 かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の推進

1 「新しい認知症観」の理解を深めるための普及啓発、権利擁護
2 早期発見・早期対応を支える体制
3 認知症のある人にやさしいまちづくり

1 虐待防止のための啓発・広報活動 2 虐待防止に向けた体制の整備
3 緊急一時宿泊事業の実施

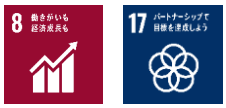
1 高齢者の住まいと居住支援 2 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援
3 災害時に高齢者等を支えるための取組と福祉避難所等の整備
4 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の整備にかかる都区連携
5 2040年を見据えた介護サービス基盤整備計画

1 介護人材の裾野を広げるための取組の工夫 2 介護職員のキャリアアップの支援
3 専門職のスキルアップや研修の体系化
4 組織マネジメントへの支援と介護従事者のメンタルヘルスの向上
5 ICT活用による業務効率化の推進

1 介護保険制度・介護サービス事業所の周知 2 安定した制度運営のための取組
3 要介護認定の効率化 4 事業者指定等管理事務の整備
5 介護サービス事業者に対する適正な制度運用のための支援
6 苦情への対応・事故報告の活用 7 第三者評価受審の推進
8 感染症・災害発生時への対応のための事業継続支援 9 介護給付費の適正化

SDGsのゴールとの関係

基本施策1　総合的な介護予防・生活支援



基本施策2　在宅医療と介護の連携



基本施策3　認知症対策と虐待防止



基本施策4　安心して暮らし続けていけるための基盤整備



基本施策5　介護保険制度の適正な運営



基本施策1　総合的な介護予防・生活支援

現状と課題

区では、2017年4月から介護予防・日常生活支援総合事業*を開始し、介護サービス事業所が提供する従来のサービスに加え、短期集中予防サービス*や住民主体サービス*など、多様なニーズに対応したサービスを提供しています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したことによる「閉じこもり」の増加や担い手の高齢化による通いの場の減少等、新たな課題への対策が必要となっています。

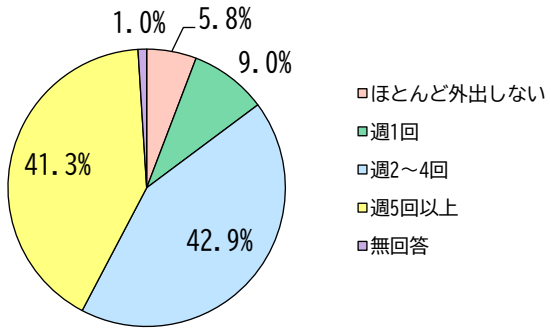
また、就労を継続する高齢者の増加やライフスタイルの多様化などにより、従来の介護予防事業への参加が難しい層への対応が課題となっています。このため、要支援・要介護状態となる前の早い段階からの介護予防の推進に加え、地域の通いの場や介護予防事業の担い手として多様な形で参加できる環境を整備していく必要があります。

地域包括支援センターは、高齢者の相談支援を包括的に担っていますが、高齢化の進展や地域住民の支援ニーズの複雑化・複合化等により、その役割は一層重要となっています。一方、圏域の広さや拠点配置の偏在により、区民の利便性に地域差が生じていることから、区民のアクセスのしやすさ及び高齢者人口のバランスを考慮し、地域包括支援センターの担当区域を見直し、相談支援体制を充実させる必要があります。

介護予防事業や地域の居場所などの情報については、「けあプロ・navi」や「あなたの近くの通いの場マップ」等により周知してきましたが、その情報を必要としている人に十分に届いていないことから、SNSの活用を含め、更なる情報発信の強化が求められています。

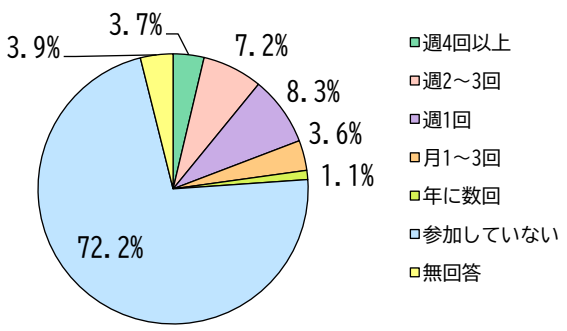
現状データ

週に1回以上は外出していますか
（閉じこもり傾向）



出典：高齢福祉・介護保険サービス意向調査

体操や軽運動など
介護予防のための通いの場への参加状況



出典：高齢福祉・介護保険サービス意向調査

施策1　介護予防・生活支援の推進

成果指標

成果指標	指標設定の理由	現状値	目標値（2029年度）
65歳の健康寿命（要介護2以上の認定を受けるまでの平均自立期間）	健康寿命は、自分らしくいきいきと元気で暮らせる期間を示すため	男 17.9 年 女 21.6 年 （2024年度）	男 18.5 年 女 22.2 年

出典：東京都保健医療局「65歳健康寿命算出結果区市町村一覧」

地域住民の有志による活動に参加者として参加してみたい人	地域住民の有志による自主的な活動が活性化している実態を示すため	58.3% （2025年度）	61.1%

出典：高齢福祉・介護保険サービス意向調査

健幸プラザの利用状況	60歳以上の利用率が上がることで、早期からの介護予防につながっていることを示すため	6.4% （2025年度）	7.6%

出典：健康福祉に関する意識調査

主な取組

1　介護予防・フレイル予防の普及啓発及び情報の周知

地域包括ケア推進課

フレイルは、「健康」と「要介護状態」の“中間の状態”であり、早期に発見し、フレイル対策の3つの柱である「運動」「栄養（食・口腔機能）」「社会参加」に取り組むことで、その進行を緩やかにし、健康に過ごせていた状態に戻すことができることが分かっています。元気なときから介護予防・フレイル予防に取り組めるよう、普及啓発事業を積極的に進めていきます。

また、介護予防・フレイル予防の取組や地域の居場所などの情報をより多くの人に知ってもらうため、ホームページやリーフレットなどによる情報発信を強化します。

2 健幸プラザの活用と運営団体への支援

地域包括ケア推進課

高齢者が身近な地域において、日頃から主体的に介護予防に取り組める環境をつくるため、健幸プラザを介護予防事業の拠点施設として位置づけ、生きがいや介護予防につながる多様な取組を推進してきました。中でも、健幸プラザにおけるミニデイサービス（通所型多様な主体によるサービス*）は、フレイル状態の高齢者を地域で支える取組として定着しています。多様な主体サービス及び住民主体サービスにおける対象者の弾力化*により要介護の方の受け入れも多くなっていることから、利用者の安全が確保され、運営団体が安心して事業を行うことができるよう、外出支援の検討や地域包括支援センターやリハビリテーション専門職等による支援を強化し、環境整備を進めていきます。

3 短期集中予防サービス事業の効果的な活用

地域包括ケア推進課

短期集中予防サービスについては、通いの場への参加や、自らの生活を管理するセルフマネジメントにつなげていく必要があることから、事業の位置づけや効果的な実施方法など事業全体を見直します。

事業実施者や地域包括支援センターが事業の目的や効果を十分に理解し、短期集中予防サービスがより効果的・効率的に提供される体制を整備します。

4 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進

地域包括ケア推進課

地域における介護予防の取組の機能を強化するため、医師会をはじめとした関係団体・関係機関等の理解・協力を得ながら、地域リハビリテーション支援体制の強化を図ります。

リハビリテーション専門職等がケアプランの段階から関与し早期の機能回復を目指すとともに、住民主体の通いの場等においてフレイル予防の観点を踏まえた取組が行われるよう支援します。また、保健師や管理栄養士等の幅広い医療専門職の関与により、高齢者が年齢や心身の状況等によって分け隔てられることなく参加することができる住民主体の通いの場を充実させていきます。

5 効果的な介護予防ケアマネジメント*の実施

地域包括ケア推進課

短期集中予防サービスをはじめとしたサービス・活動事業*を効果的に活用し、できる限り元気に自分らしく、地域での暮らしを続けられるようにするためには、きめ細かい介護予防ケアマネジメントが求められます。地域包括支援センター等の支援組織が地域にあるインフォーマルサービスや自主活動などの社会資源の情報を共有化できるよう、情報提供のためのシステムやツールを充実させます。

6 地域包括支援センターの体制強化

地域包括ケア推進課

高齢者やその家族の多様化・複雑化する支援ニーズに丁寧に対応するとともに、圏域の広さや拠点配置の偏在により生じている利便性の地域差を解消するため、区民のアクセスのしやすさ及び高齢者人口のバランスを考慮して、地域包括支援センターの担当区域を見直します。あわせて、2027年度に新たな地域包括支援センターを開設し、9センター体制で運営します。また、多職種向けの研修等を通じて、家族介護者支援や困難ケースに対する対応力の向上を図ります。

業務負担の軽減とともにサービスの質を確保するため、2026年度に導入した共通システムの機能拡張を検討し、更なる業務改善に取り組みます。

7 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施の推進

地域包括ケア推進課

高齢者の通いの場において、保健師や管理栄養士、歯科衛生士等の専門職によるフレイル予防等の普及啓発活動や健康教育及び健康相談を実施します。その際、長寿健診の結果や医療・介護等のデータから把握した区の健康課題を踏まえ、低栄養や口腔フレイルの予防をはじめとした健康づくりを進めるとともに、これらの取組を実施する通いの場等の拡大を図ります。また、リスクが高い高齢者や健康状態の把握が難しい高齢者への個別の働きかけを行い、適切な医療サービス等につなげることによって、介護予防や疾病予防・重症化予防の促進を目指します。

施策2　生きがいづくりの支援

成果指標

成果指標	指標設定の理由	現状値（2025年度）	目標値（2029年度）
高齢者調査で「生きがいあり」と答えた人の割合	生きがいづくり支援の効果を示すため	62.7%	67.7%

出典：高齢福祉・介護保険サービス意向調査

主な取組

1　地域の居場所やつながり、活動の充実

地域包括ケア推進課、地域活動推進課

高齢者の「閉じこもり」を予防するため、地域の居場所や活動の周知、参加促進の取組を充実させます。特に、男性は地域の居場所や活動につながりにくい傾向があるため、それまで培った技術や経験が活かされるような活躍の場を創出するとともに、そうした場への誘い方を工夫し、現役世代からの意識づくりや現役引退後の地域デビュー支援に力を入れていきます。就労を続ける高齢者の増加やライフスタイルの多様化を踏まえ、要支援・要介護状態となる前の早い段階から身体機能だけでなく、生活状況、社会参加、人とのつながり、役割等を含めた自身の状況や変化を把握し、自ら介護予防や時には地域の支え手として地域活動に取り組むことを、住民主体団体への各種補助制度（住民主体サービス事業補助や長寿ふれあい食堂推進事業補助等）により支援していきます。世代を問わず誰もが気軽に参加できるイベントや交流会の実施を通して、近隣住民同士の顔の見える関係づくりを広げます。また、支援を必要とする人と支援する人をつなげる仕組みづくりや見守り・支えあい活動を担う人や団体への支援を進めます。

生活支援体制整備事業において、生活支援コーディネーター相互の連携を深めるとともに、介護予防や日常生活支援に係るサービスを提供・支援する様々な主体の把握に努めます。また、身近な地域での自主的な活動を促進するために、生活支援コーディネーターを中心に社会福祉協議会などの中間支援組織と協議体を通じて連携し、地域のニーズと地域資源のマッチングに取り組みます。

2 高齢者のボランティア活動等への支援

地域包括ケア推進課、地域活動推進課

町会・自治会、社会福祉協議会、シルバー人材センター、地域で活動するボランティア団体等と連携しながら、高齢者がそれまでに得た技能や経験を活かしたボランティア活動や就労的活動を通じて社会貢献できる場を充実させます。

有償での取組も含めたボランティア活動による高齢者の社会参加や生きがいづくりを促進するため、介護予防に資する活動の経費の一部を補助するなど団体の活動を支援します。

ボランティア団体等の活動拠点を確保するため、健幸プラザや区民活動センター等の区有施設だけでなく、地域の実情に応じて民間施設の活用を進めていきます。

3 シルバー人材センターへの支援

地域包括ケア推進課、地域活動推進課

高齢者の経験やスキルに合わせた仕事を引き受け、会員に提供することで、高齢者の生きがいを創出し、地域社会の活性化に貢献する組織であるシルバー人材センターに対し、人件費等の補助を実施します。

シルバー人材センターの会員が行うシルバーサポート（訪問型多様な主体によるサービス）について、利用者のニーズに対応したサービス内容の見直しや地域包括支援センターとシルバー人材センター事務局との連携強化により利用促進を図ります。

基本施策2　在宅医療と介護の連携

現状と課題

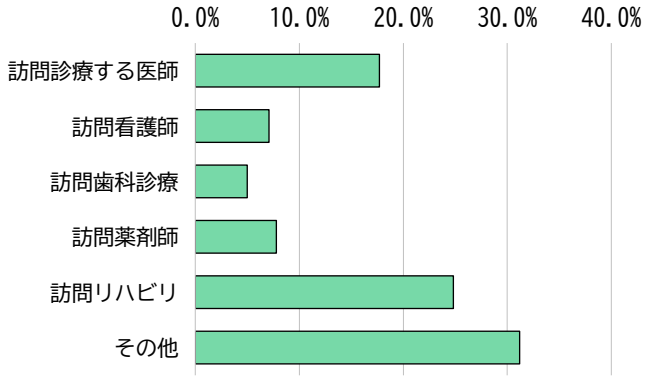
2040年に向けて85歳以上人口の割合が上昇し、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれます。こうした高齢者が、住み慣れた地域で尊厳を保って自分らしい暮らしを続けるためには、地域の実情に合わせた医療・介護の関係機関の連携により、包括的かつ継続的に医療・介護が提供されることが重要です。

区は2018年度から、在宅での療養が必要となった場合に、区民からの在宅療養の相談受付と関係機関の調整機能を持つ在宅療養相談窓口を設置し、2019年度からは、多職種が効率的に情報共有するためのICTを活用した医療介護情報連携システムの運用を開始しました。医療・介護の連携を推進していくためには、国が整備を進める介護情報基盤*等の動向も踏まえ、医療・介護従事者の負担を軽減し、より効率的に連携がとれる仕組みを継続して整備していくことが必要です。

また、医療・介護を提供する側の体制の整備だけでなく、区民それぞれの在宅療養に対する理解の促進も十分とはいえません。区民が、在宅で受けられる支援について理解し、自らの意思に基づいて療養場所を選択できるように、在宅で利用できる医療や介護サービス、在宅療養を支える制度等の周知を継続していきます。さらに、区民自らが望む在宅療養生活の実現に向けて、将来の療養やケアについて考え、意思を表明できるよう、区民や医療・介護の提供者および支援者に対して、在宅療養や意思決定支援に関する普及啓発を行う必要があります。

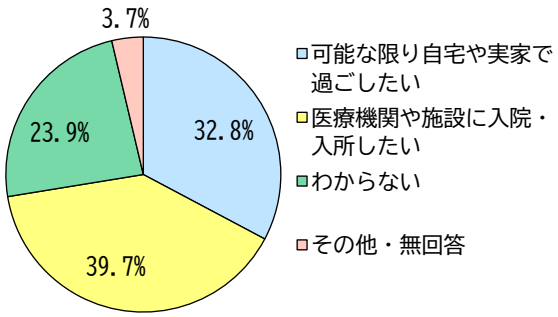
現状データ

ケアマネジャーが在宅医療を進めるうえで、不足すると感じる医療資源



出典：高齢福祉・介護保険サービス意向調査

長期療養が必要になった場合の生活



出典：健康福祉に関する意識調査

施策3　在宅医療・介護連携体制の推進

成果指標

成果指標	指標設定の理由	現状値（2025年度）	目標値（2029年度）
ケアマネジャー調査で主治医と十分連携がとれている割合	医療と介護の連携の状況を具体的に表しているため	50.4%	56.5%

出典：高齢福祉・介護保険サービス意向調査

主な取組

1　多職種による連携の推進

地域包括ケア推進課

在宅療養者の増加に対応するために、医療と介護の資源が有効に活用できるよう、多職種による連携をさらに進める必要があります。在宅療養推進協議会*や地域ケア会議を通じて、医療・介護関係者等による連携の推進や地域課題の共有・検討を図るとともに、医療介護情報連携システム等の普及を進めます。また、本人やその家族、医療・介護関係者が必要な情報を共有できる環境を整備し、本人・家族を含めた情報共有と多職種連携を推進することで、安心して在宅療養を継続できる体制の充実を図ります。

2　退院後等に円滑に在宅療養につなげるための相談体制の強化

地域包括ケア推進課

退院後等、在宅での療養が必要となった場合に、病院と地域の関係機関が連携し、早期に必要なサービスが提供されるよう、区の相談窓口である在宅療養コーディネーター（在宅療養相談窓口）や地域包括支援センターが、区民からの在宅療養に関する相談を受け付けるとともに、関係機関との調整を行い、在宅療養生活を支援します。

3　在宅医療・介護人材の養成

地域包括ケア推進課

医療・介護従事者に対し、研修等の情報提供を積極的に行い、参加を促進します。

将来的に増大するサービスの需要に対応するため、医療・介護従事者間のより効率的な連携が必要になってくることから、多職種が参加し、連携を深めることに資する研修を開催します。

4　24時間365日の在宅医療・介護の提供体制の推進

地域包括ケア推進課、地域活動推進課

要支援・要介護認定を受けた高齢者が安心して在宅生活を送るために、在宅療養支援診療所*や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の24時間365日対応できる医療や介護のサービス提供体制を推進します。また、在宅療養者の容態急変時等に適切に対応できるよう、緊急一時入院病床確保事業を継続するとともに、利用実態やニーズを踏まえ、事業の充実に向けた見直しを検討します。

5　介護施設・在宅サービス等の「新たな介護需要増」への対応

地域活動推進課、介護保険課

療養病床入院患者の在宅医療等への移行促進により、「新たな介護需要増」が見込まれています。その新たな介護サービスのニーズに対応するため、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や介護医療院といった介護施設での受け入れだけでなく、在宅介護事業者の充実も図るなど様々な選択肢を確保します。また、訪問介護・訪問看護等の在宅サービスの供給については、第10期計画期間中における必要量を計画的に見込み、給付費に不足が生じないよう対応します。

6　区民が望む在宅療養生活の実現

地域包括ケア推進課

医療・介護従事者の支援のもと、区民が主体的に在宅療養生活についてプランニングし、自らが望む在宅療養生活を実現できるようにACP（アドバンス・ケア・プランニング）*の普及啓発を行います。

また、区民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けながら、希望する場所で看取りを受けられるよう、看取りの対応ができる地域の医療・介護資源の確保を図るとともに、医療・介護従事者が本人の意思を共有しながら連携できる体制の整備を進めます。

7　ケアラー支援

地域包括ケア推進課

高齢者、障害者、認知症のある人などを日常的に支えるケアラーが、身体的・精神的負担や将来への不安、社会的孤立を抱えることのないよう、相談支援体制の充実を図るとともに、一人ひとりの状況に応じた支援へ早期につなげます。また、オレンジカフェなどの身近な地域の拠点への運営支援を行い、当事者や家族同士が交流し、悩みや経験を共有するとともに、必要な情報を得られる機会の充実を図ります。さらに、ケアラー支援に関する条例の制定も見据えながら、ケアラーへの理解促進及び普及啓発を進めるとともに、ケアラーを地域全体で支える環境作りを推進します。

施策4　在宅療養に関する区民への啓発、理解促進

成果指標

成果指標	指標設定の理由	現状値（2025年度）	目標値（2029年度）
「長期療養が必要になった場合に可能な限り自宅や実家で過ごしたい人」の割合	自宅で安心して療養生活を送るための環境が整っているか区民の実感を計るため	32.8%	40%

出典：健康福祉に関する意識調査

主な取組

1　在宅療養、在宅での看取り等についての区民への啓発

地域包括ケア推進課

在宅療養や在宅での看取り等について、講演会、ホームページ、パンフレット等による情報提供を推進します。

ACP（アドバンス・ケア・プランニング）に取り組み、区民が自らの希望により尊厳を持った療養生活を選択できることを目指します。

2　かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の推進

地域包括ケア推進課

在宅療養が必要となる前から、区民が身近な地域で継続的な医療を受けられるよう、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つことの重要性について普及啓発を行います。また、医師会、歯科医師会、薬剤師会の「かかりつけ紹介窓口」の活用を促進し、早期発見・早期治療や適切な医療・介護サービスの利用につなげます。

基本施策3　認知症対策と虐待防止

現状と課題

○認知症になってもいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けるために

国は2019年6月に認知症施策推進大綱を策定し、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進してきました。さらに、2023年6月には認知症基本法が成立し、認知症のある人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる社会の実現に向け、国民の理解促進や社会参加の推進、相談支援体制の整備等を基本施策として位置付けています。

また、2024年に策定された認知症施策推進基本計画では、「新しい認知症観」に基づき、認知症のある人が地域でつながりを持ちながら暮らし続けられる社会の実現が示されています。

こうした動向を踏まえ、区においても、認知症のある人やその家族を取り巻く環境や生活課題の変化に対応し、認知症に対する理解の促進や社会参加の機会の確保、相談支援体制の充実等の取組を総合的に推進していく必要があります。

○認知症のある人やその家族、支援者から寄せられた声

自信を持って 楽しく生きていきたい	認知症のある人 が暮らしやすいまちに	悩んでいることや不安なこ とも忘れてしまえば大丈夫
認知症の人と一緒に 家族と一緒に	自分らしく楽しみたい！	みんなで より支えあう地域に！！
健やかに１日１日を 楽しんですごしていく！！	区民が認知症を 理解しているまち	皆さんにお会いできるだけ で私は幸せです ありがとうございます

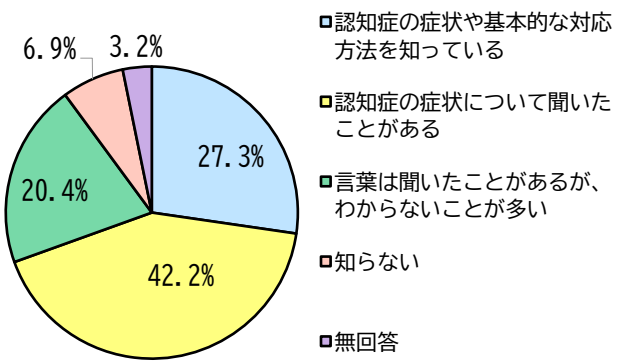
※認知症地域支援推進事業、オレンジカフェ及びパネル展会場において、認知症になっても希望を持って暮らせるまちづくりに関して寄せられた主な声を掲載しています。

○高齢者虐待防止体制の構築

高齢者虐待防止法や介護保険法により、虐待防止等の権利擁護事業が区市町村に義務づけられています。何が虐待にあたり、権利を侵害する恐れがあることなのか、正しい理解を広めるための啓発が必要です。また、サービス従事者や地域住民が、本人、家族の様子を把握し、虐待のサインを見逃さず、虐待の深刻化を防ぐことも必要です。

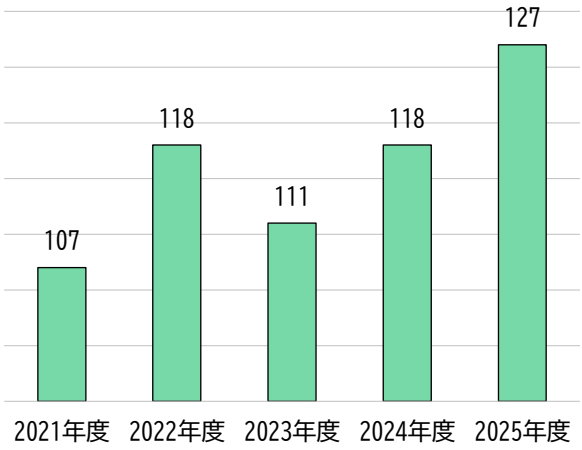
現状データ

認知症についての理解度



出典：健康福祉に関する意識調査

高齢者虐待通報・届出件数



出典：中野区健康福祉部事業概要

施策5　認知症施策の推進

成果指標

成果指標	指標設定の理由	現状値（2025年度）	目標値（2029年度）
認知症の症状や基本的な対応方法を知っている区民の割合	認知症についての区民の理解度を測るため	27.3%	45%

出典：健康福祉に関する意識調査

認知症の相談窓口を知っている高齢者の割合	相談窓口の区民の認識度を測るため	28.3%	35.4%

出典：高齢福祉・介護保険サービス意向調査

認知症のある人やその家族が集えるオレンジカフェの設置数	認知症の人やその家族を支える身近な居場所づくりの状況を計るため	19カ所	22カ所

出典：中野区資料

主な取組

1 「新しい認知症観」の理解を深めるための普及啓発、権利擁護　　地域包括ケア推進課

「新しい認知症観」に基づき、認知症のある人とその家族の声を受け止め、必要なサービスや地域資源の充実につなげるため、認知症への正しい理解の普及啓発と認知症のある人とその家族等による情報発信の機会の充実を図ります。また、認知症のある人が自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるよう、本人の意思決定の支援、成年後見制度の普及・利用の促進及び虐待の防止に向けた体制整備を推進します。

(1)認知症に関する正しい理解の普及啓発

区民等の認知症に関する正しい理解を深めるため、学童期からの認知症サポーター養成講座の実施、アルツハイマー月間におけるパネル展示、冊子「中野区版　認知症あんしんガイド」の発行・配付等、様々な機会を通じた普及啓発に取り組みます。また、地域団体や区内事業者に対する普及啓発を強化し、認知症になっても本人が望む生活を続けられる地域づくりを推進します。

(2)認知症のある人とその家族等からの情報発信の支援

認知症のある人とその家族の声を受け止め、必要なサービスや地域資源の開発につなげるため、本人ミーティング等の参画の機会を通じて、認知症のある人とその家族が抱える想いや生活上の課題などを自ら発信できる機会の充実を図ります。また、認知症のある人とその家族の声や体験を広く区民等に伝えるため、各種事業や多様な広報媒体を活用しながら情報発信を強化します。

(3)本人の意思決定の支援

区民向けのACP(アドバンス・ケア・プランニング)講演会等の普及啓発事業等を通じて、認知症になる前から将来の医療やケアについて考え、自らの意思を表明する機会の確保を図るとともに、認知症になっても日常生活において自らの意思が尊重されるよう支援を進めます。また、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、家族を含めた認知症のある人を支援する人が、本人の意思を尊重した支援を行えるよう、情報提供や研修等を通じて支援の質の向上を図ります。

2 早期発見・早期対応を支える体制

地域包括ケア推進課

認知症の早期発見・早期対応を支えるため、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進事業による相談体制の充実を図るとともに、医療・介護関係者等の連携強化や医療体制の整備を進め、保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される体制を構築します。また、生活習慣病予防等の推進による区民の健康意識の向上や行動変容を促すとともに、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持など、認知症の発症を遅らせるための取組を進め、認知症になっても自分らしく暮らし続けられる地域づくりを推進します。

(1)認知症相談体制の強化

もの忘れ相談会や認知症地域支援推進事業を通じて、認知症のある人やその家族に対する専門相談及び関係機関との連携支援の充実を図るとともに、認知症疾患医療センター等の専門医や認知症初期集中支援チーム員会議を活用し、相談にあたる職員やケアマネジャー等の認知症のある人への対応力の向上を図ります。また、成年後見制度を利用する主な要因として認知症が多いことを踏まえ、認知症のある人の権利擁護を推進するため、地域包括支援センターへの法務相談等の支援を継続します。

(2)認知症予防の推進

認知症予防講座やもの忘れ検診、もの忘れ検診フォロー講座等を通じて、認知症予防に関する理解の促進や生活習慣の改善を図り、生活習慣病予防等の推進による区民の健康意識の向上や行動変容を促します。また、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持など、認知症の発症を遅らせるための取組を進めながら、認知症になっても自分らしく暮らし続けられるまちづくりを進めます。

(3)支援者連携の推進

認知症のある人の地域生活を支えるため、医療・介護・生活支援サービスなどの支援機関における地域ネットワークづくりを推進し、保健・医療・福祉・介護など多職種による支援体制を整備します。

(4)医療体制の整備

認知症疾患医療センターを地域の認知症医療の中核として、中野区認知症アドバイザー医や認知症サポート医、かかりつけ医、介護関係機関等との連携を推進し、認知症の早期発見・早期対応につながる医療・介護連携体制の充実を図ります。

(5)若年性認知症への取組

若年性認知症のある人の特性等について区民の理解を深めるよう、啓発活動を行います。また、若年性認知症専門相談窓口における相談支援の提供、診断の有無や病気の進行状況などに応じたサービスや支援のコーディネートを行うとともに、相談事例の分析を通じて、ニーズに応じた支援体制やサービスの充実を図ります。

3 認知症のある人にやさしいまちづくり

地域包括ケア推進課

地域での安心・安全な暮らしを支えるため、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）等の住環境基盤の整備をはじめ、地域における見守り・支えあい活動の推進や、オレンジカフェ等の認知症のある人やその家族等が主体的に参加できる場づくりを進めます。また、認知症のある人を支える家族が安心して支え続けられるよう、家族支援の充実を図るとともに、多機関協働の取組や地域活動を担う人材の育成・活動支援を通じて、認知症のある人とその家族を地域全体で支える体制づくりを推進します。

（1）認知症のある人とその家族等が主体的に参加できる場づくり

オレンジカフェやサロンなどの通いの場の確保、認知症の有無に関わらず参加しやすい地域事業・イベントの展開に向けて地域団体等の支援を進めるとともに、通いの場への移動手段の確保についても推進します。また、認知症のある人が本人の意思に基づき、地域で活躍しながら暮らし続けられるよう、就労や地域活動、学びの機会の充実を図るとともに、民間事業者や地域団体との連携を推進します。

（2）多機関協働で支える地域づくり

町会・自治会や商店街などの地域団体、民間事業者、教育機関などと連携した地域での見守りを充実させるため、協定団体の更なる確保を図るとともに、多様な機関との意見交換会等を通じ、課題の共有と解消など多機関協働で支える地域づくりを進めます。

（3）支援者の活動の促進

認知症サポーターや認知症サポートリーダーが活動できる場の創出を進めるとともに、支援者や支援活動への参加を希望する人と地域の活動をつなぐ仕組みづくりを進めます。

施策6　高齢者の虐待防止

成果指標

成果指標	指標設定の理由	現状値（2025年度）	目標値（2029年度）
養護者*による高齢者・障害者虐待の通報・届出に対応できた割合	高齢者・障害者の権利擁護と虐待防止の状況を計るため	100%	100%

出典：中野区資料

主な取組

1　虐待防止のための啓発・広報活動　　福祉推進課

どのようなことが虐待にあたるのか等、虐待に関する知識や成年後見制度の普及を促すため、パンフレット等の作成・配布、講演会の開催等、高齢者の人権を擁護するために必要な広報活動を強化します。

また、高齢者虐待に関する区民等からの相談受付や通報先として位置づけている地域包括支援センターを積極的に周知していきます。

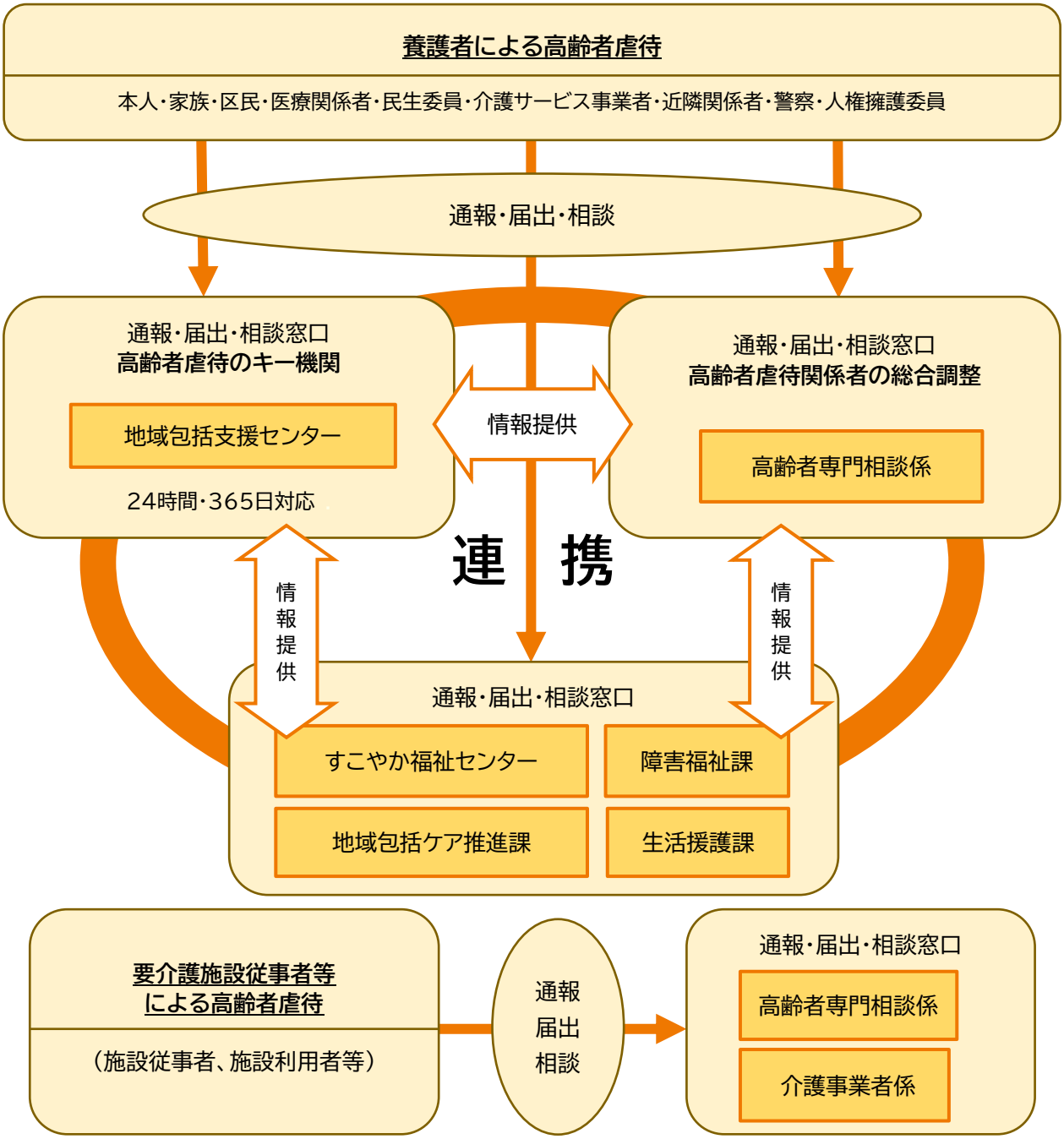
2　虐待防止に向けた体制の整備　　福祉推進課

高齢者及び障害者の虐待対応を迅速かつ適切に行うため、地域包括支援センターや関係機関と虐待対応マニュアルを共有するとともに、中野区高齢者・障害者虐待対応連絡会を通じて、高齢者・障害者虐待事例の検証を進めます。さらに、精神科医、弁護士等の専門職との連携も深め、継続して虐待対応に係る関係機関職員のスキルアップを図ります。

3　緊急一時宿泊事業の実施　　福祉推進課

家族の入院等で介護者が急に介護できなくなった場合や高齢者虐待等で在宅生活の継続が困難になった場合等に利用できるよう、有料老人ホーム及び介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の受入れ委託施設を確保し、利用促進に努めます。

■ 高齢者虐待の通報・届出・相談ルート



基本施策4　安心して暮らし続けていけるための基盤整備

現状と課題

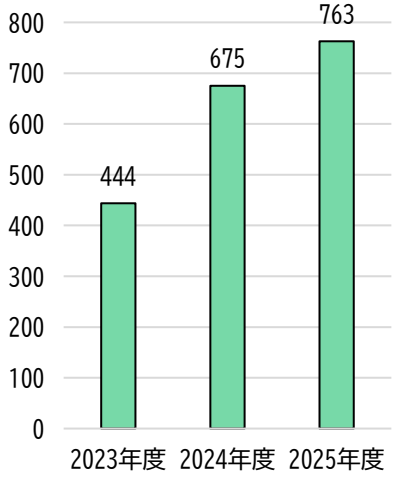
高齢者が可能な限り住み慣れた地域で尊厳を持って自分らしく元気に暮らし続けられる地域社会を実現するためには、介護が必要となった時に、適切なサービスを受けることのできる環境が整備されていることが必要です。そのためには、個々のニーズや地域に不足しているサービスを把握し、施設整備の必要性の検討や在宅サービスの充実、それらを支える人材の確保などといった、総合的な観点から検討を進めることが重要です。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）等の施設整備を検討するにあたっては、現在の需要数や地域のバランス等の把握だけでなく、将来的な需要や既存施設のあり方も含めて検討していきます。

また、介護サービスを提供するための基盤整備を進めるためには、それを支える介護人材の確保も合わせて考えなければなりません。既に区内の介護人材不足が深刻な状況にある中、今後は、より幅広い層への魅力発信や働きやすい環境づくりの支援等による総合的な人材確保・定着・育成策を検討する必要があります。また、ICTの活用等による業務効率化により介護サービス事業所の負担軽減にも取り組む必要があります。

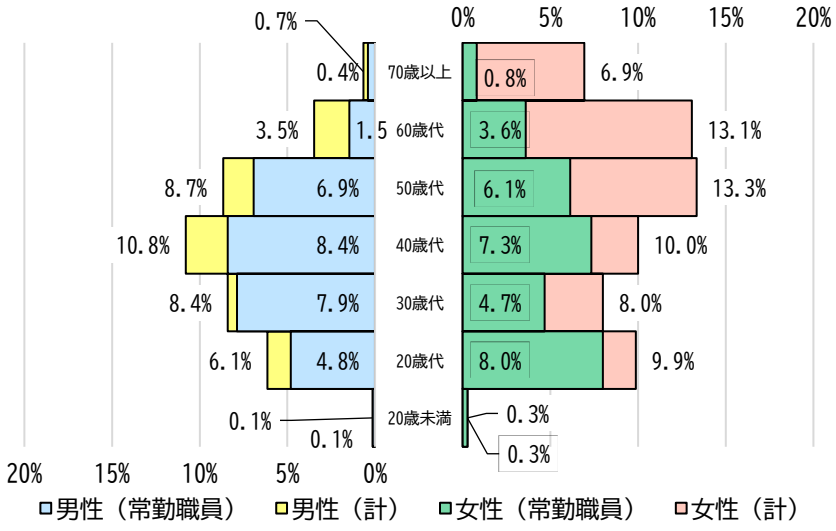
現状データ

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）待機者数



出典：中野区資料

区内介護職員の性別・年齢別の雇用形態の構成比



出典：介護人材実態調査

施策7　安心して暮らせる地域の実現に向けた体制整備

成果指標

成果指標	指標設定の理由	現状値（2025年度）	目標値（2029年度）
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）等の入所待機者の減少	在宅サービスも含めて、効率的に介護施設等のサービス基盤整備が進められていることを示すため	763人	690人

出典：中野区資料

主な取組

1　高齢者の住まいと居住支援

住宅課

真に住宅に困窮している世帯が入居できるよう、区営住宅と福祉住宅を適切に運営します。また、高齢者の円滑な入居を図るため、居住支援協議会を中心に、不動産関係団体や居住支援法人等と連携し、住まいに関する相談支援や情報提供に取り組みます。

2　頼れる身寄りがいない高齢者等への支援

地域活動推進課、福祉推進課

一人暮らしや身寄りのいない高齢者等が地域で安心して生活するため、民生児童委員による高齢者訪問調査や社会福祉協議会が行う「あんしんサポート」、地域団体が行う見守り活動、地域包括支援センター、アウトリーチチーム（地区担当）等複数の関係機関が連携し、相談、支援、見守りを行う体制をつくります。また、頼れる身寄りがいない高齢者等が将来に向けて生じるであろう医療及び福祉等に関する諸問題や終活等について相談しやすい環境を整えます。

3　災害時に高齢者等を支えるための取組と福祉避難所等の整備

地域活動推進課、防災危機管理課

大規模地震が発生したときなど、自力で自宅から避難所への避難ができない要支援者のために、区では2015年度から、災害時避難行動要支援者名簿*の作成と要支援者への「災害時個別避難計画」の作成支援を行っています。計画作成の調査は、新たな要支援者に加え、要介護度や障害等級などの状況が変わった場合や前回調査から4年が経過した場合に更新を進めています。「災害時個別避難計画」の作成により本人と支援者があらかじめ災害時の避難行動を確認しておくことで、発災時の的確な避難行動に備えています。名簿には計画から避難行動に必要となる情報も記載しており、有効に活用していきます。

また、避難所に避難した被災者のうち、避難所生活を継続することが困難になった高齢者等については、区内の高齢者施設等20か所を高齢者対象の福祉避難所として指定し、救援、救護活動を行うこととしています。今後も、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の施設整備に合わせて福祉避難所の拡充を図っていきます。

4　住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅*の整備にかかる都区連携

地域活動推進課

住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は、多様な介護ニーズの受け皿としての役割を持っています。これらの場所で暮らす人が安心して介護サービスを受けることができるよう、都と連携を図りながら基盤整備を進めていきます。また、施設内で介護サービスを利用できるよう、住宅型有料老人ホームから介護付有料老人ホームへの指定支援を行います。

5 2040年を見据えた介護サービス基盤整備計画

地域活動推進課

(1)地域密着型サービス拠点の整備

日常生活圏域ごとに、地域密着型サービスのうち、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するサービス拠点を誘導整備します。

なお、小規模多機能型居宅介護は、一定程度事業所が整備されているものの、利用率が低い現状があるため、利用率向上のための情報発信等に取り組みます。

地域密着型サービス拠点の整備目標

サービス名称			目標値				
			南部圏域	中部圏域	北部圏域	鷺宮圏域	全体
看護小規模多機能型居宅介護	施設数		0	1	1		**2**
	定員数	登録	0	29	29		**58**
		通い	0	18	18		**36**
		泊まり	0	9	9		**18**
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	施設数		1				**1**
	定員数		15				**15**

(2)認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)の誘導整備

認知症高齢者が身近な地域で安心して在宅生活を送るために、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)について、日常生活圏域ごとに必要とされるサービス量を見込み、事業者の誘導を行います。

認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)の整備目標(日常生活圏域ごと)

サービス名称		目標値				
		南部圏域	中部圏域	北部圏域	鷺宮圏域	全体
認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)	施設数	2				**2**
	定員数	45				**45**

(3)都市型軽費老人ホーム*の誘導整備

自立した生活が難しい低所得の高齢者に対し、安定した住まいを提供するため、都市型軽費老人ホームを整備します。

都市型軽費老人ホームの整備目標

サービス名称		目標値				
		南部圏域	中部圏域	北部圏域	鷺宮圏域	全体
都市型軽費老人ホーム	施設数	1				1
	定員数	20				20

(4)特定施設入居者生活介護の誘導

介護付有料老人ホームやケアハウス*等の入居者が受ける特定施設入居者生活介護については、東京都が定める老人福祉圏域ごとの整備可能定員数が近年充足傾向にあることから、状況に応じて事前相談を受け付けます。

(5)介護保険施設の整備

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)は、在宅生活を支える短期入所生活介護(ショートステイ)機能を併せ持つとともに、地域にある地域密着型のサービス事業所をバックアップする24時間365日の運営施設という側面を持っています。在宅での介護が困難となったときの入所施設として、地域密着型介護老人福祉施設も含め、区内で100名定員の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の誘導整備を検討します。なお、事業者の選定から施設の開設までに時間を要することから、第10期計画以降も含めた期間での目標とします。

また、新規に整備する介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)には、定員の1割以上の短期入所生活介護(ショートステイ)のベッド数が確保されるよう、積極的な誘導を行っていきます。確保したベッドは短期入所生活介護(ショートステイ)のほか、緊急一時宿泊事業にも活用します。

介護老人保健施設は、現在、区の北部と南部に1か所ずつ整備されています。

介護医療院は、区内にあった介護療養病床からの移行により、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として1施設開設されていますので、今後、開設の意向がある事業者があれば、必要な調整を行っていきます。

施策8　介護人材の確保・定着支援

成果指標

成果指標	指標設定の理由	現状値（2025年度）	目標値（2029年度）
区内介護サービス事業所従事者に対する離職者の割合	介護人材の定着率を示すため	14.8%	12%

出典：介護人材実態調査

主な取組

1　介護人材の裾野を広げるための取組の工夫

介護保険課

介護業務の未経験者が、基本的な介護の知識を学ぶことのできる研修として「介護に関する入門的研修」を実施することで、業務に携わる上での不安を軽減し、未経験者の介護分野への参入を促進します。また、研修修了者と区内の介護事業所等との相談会を行い、区内の介護サービス事業所での介護予防・日常生活支援総合事業における生活援助サービスや通所、居住、施設系サービスの介護職員としての雇用に繋げる取組を実施します。

また、介護の仕事のやりがいや魅力等を区民に広く理解してもらえるよう、対象となる人の年代や属性を考慮して、介護人材の裾野を広げる施策を検討していきます。

2　介護職員のキャリアアップの支援

介護保険課

区内の介護職員が将来にわたって働き続けられるよう、国や都の処遇改善策や支援制度等の活用を促進するとともに、キャリアアップや専門性向上を支援します。経験に応じて資格を取得しながらキャリアアップしていけるよう、介護職員初任者研修や実務者研修、生活援助従事者研修の受講費用の助成や、介護福祉士の受験費用の助成を行います。

3　専門職のスキルアップや研修の体系化　介護保険課

ケアマネジャーやヘルパー等のサービス提供者に対して、スキルや知識のレベルアップのための研修を実施し、サービスの質の向上を目指します。また、事業所職員のキャリアアップのための研修等を行うことにより、従事者等の定着を支援します。

これらの研修の実施にあたっては、事業所へのアンケート等を基に現場での必要性や要望を考慮した研修を実施できるようにします。また、外国人介護従事者を受け入れる事業所に対し、多文化共生やコミュニケーション支援に関する情報提供を行い、多様な人材が活躍できる職場づくりを支援します。

4　組織マネジメントへの支援と介護従事者のメンタルヘルスの向上　介護保険課

組織マネジメントについての事業所管理者向け研修や、コミュニケーションスキル、カスタマーハラスメントに関する研修等により、介護現場や職場内の具体的な課題を解決するための支援を行います。特にカスタマーハラスメントや職場内ハラスメントの防止に向け、国・都の事業者への啓発や相談体制に関する情報提供等を行い、誰もが安心して働き続けられる職場環境づくりを支援します。

さらに、個別のケアを行うことの多い介護従事者にとって、メンタルヘルスへの配慮が必要であることなどから、介護サービス事業所の人材育成担当者への啓発や従事者向けの研修も行います。

5　ICT活用による業務効率化の推進　介護保険課

2040年を見据えると、生産年齢人口の減少により、全産業的な人材不足が見込まれます。介護サービス事業所の負担軽減及び生産性向上に向けて、介護情報基盤をはじめとするICTの活用等により手続きに関する簡素化、情報共有の迅速化等の業務の効率化を進めます。

基本施策5　介護保険制度の適正な運営

現状と課題

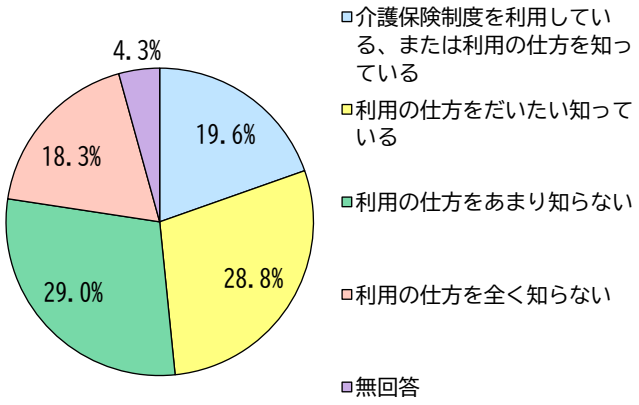
区内の要介護認定者数及び介護サービス利用者数は増加傾向にあり、介護ニーズも多様化・複雑化しています。こうした状況に対応するため、国においても制度改正が進められています。このため、区民が制度の内容や変更点を理解し、自らの状況や希望に応じて必要なサービスを選択できるよう、分かりやすい情報発信を行う必要があります。

区民が安心して質の高い介護サービスを利用するためには、介護サービス事業所が適正かつ安定的に運営されることが重要です。このため、事業者指定等の管理業務や指導監督業務を適切に実施するとともに、感染症や災害の発生時にも必要なサービスが継続して提供されるよう、事業所の取組を支援する必要があります。

また、介護サービスの需要と介護給付費の増加が見込まれる中、持続可能な介護保険制度を運営していくため、介護給付の適正化とケアマネジメントの質の向上に取り組み、必要な人に適切なサービスが過不足なく提供されるようにする必要があります。

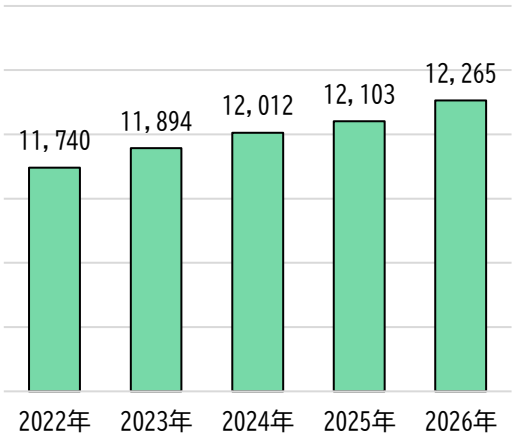
現状データ

介護保険制度の利用の仕方についての認知度（65歳以上）



出典：健康福祉に関する意識調査

介護サービス利用者の推移（各年3月末日）



出典：介護保険の運営状況

施策9　介護保険制度の適正な運営

成果指標

成果指標	指標設定の理由	現状値（2025年度）	目標値（2029年度）
ケアプランに不満がない人の割合	適切なケアプランが提供されていることを示すため	51.9%	56%

出典：高齢福祉・介護保険サービス意向調査

主な取組

1　介護保険制度・介護サービス事業所の周知　　介護保険課

多様化する介護サービスについて、適切な選択ができるよう、十分な情報発信を行っていきます。介護サービス事業所の協力により行っている「介護の日」イベント等を通じて、介護保険の情報や知識に触れることのできる機会を提供することで、幅広い区民に対する制度周知に努めていきます。

また、介護の職場や事業所の取組を区民に身近に感じてもらうために、中野区介護サービス事業所連絡会と協働した取組を行うとともに、介護サービス事業所が就労者を確保するための取組を支援します。

2　安定した制度運営のための取組　　介護保険課

介護保険制度は、公費に加え、被保険者から納付される「保険料」により運営される社会保険方式による制度です。長期的に安定した介護保険制度とするため、「みんなで支える」視点での周知を行います。保険料の改定においては、所得等に応じた適切な負担となるような保険料率・段階の設定を行います。

また、介護保険料の確実な徴収のため、キャッシュレス決済の推進や口座振替加入の促進、定期的な督促状・催告書の発送などの収入率向上対策に努めます。

さらに、物価高騰が介護サービス事業所の運営に与える影響を踏まえ、国や東京都の支援制度等に関する情報提供と活用促進を行うとともに、区として必要な支援を検討し、事業所の安定的な運営と介護サービスの継続を支えます。

3 要介護認定の効率化

介護保険課

今後も高齢者の増加等により要介護認定申請件数の増加が見込まれることから、要介護認定を遅滞なく適正に実施するために、ICTを活用したペーパーレス化や介護認定審査会事務等の効率化を進めます。

4 事業者指定等管理事務の整備

介護保険課

（介護予防）地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業所について、介護を必要とする区民が、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、指定基準に沿った良質なサービスを提供できる事業所の指定等を行います。

5 介護サービス事業者に対する適正な制度運用のための支援

介護保険課

区が介護保険事業者の指定権限を持つ（介護予防）地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業所を主な対象として、事業所の運営及びサービスの提供が適切に行われるよう、個別事業所への運営指導を実施します。

また、サービス種別ごとに「介護サービス事業所集団指導」を開催し、介護サービス事業所が適正な水準で運営が行えるよう集団での指導を実施します。

指導監督業務の実施にあたり、指導実施方針及び指導計画を作成し、指導・確認項目の見直しや事業者負担の軽減等指導体制の効率化を進めるとともに、指導監督業務を通じて介護サービスの質の向上を目指します。

6 苦情への対応・事故報告の活用

介護保険課

サービス利用者から介護サービス事業所に対する苦情については、「利用者権利」という側面及び「適切なサービス提供が行われているか」という側面を把握することができる重要なものです。この認識をさらに徹底して周知していくとともに、苦情をしっかり受け止め、適正なサービス提供とその質の向上に活用していくよう、介護サービス事業所に対し、引き続き啓発及び指導を行います。

事故報告については、事故内容・原因・改善策を分析し、介護サービス事業所に対する集団指導等の場で留意事項として周知するなど、事故情報の共有化を図ることにより同種の事故の再発防止を図ります。重大な事故については、迅速な対応により利用者の安全確保及び再発防止を進めていきます。

7 第三者評価受審の推進

介護保険課

介護サービス事業所に対して外部から評価を行うことにより、サービス内容の改善や水準の向上を図るとともに、公開された評価結果を事業所情報としてサービス選択に役立てるため、介護サービス事業所が第三者評価を定期的に受審するための費用助成を引き続き行います。

8 感染症・災害発生時への対応のための事業継続支援

介護保険課

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することが重要です。介護サービス事業所は、指定基準により業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施等が義務付けられていることから、区内の介護サービス事業者に対して必要な研修等を行います。

また、災害発生時や感染症等がまん延した際に、国や東京都の動向を注視しながら事業所に対して必要な支援等を行います。

9 介護給付費の適正化

介護保険課

利用者にとって必要かつ十分な介護サービスが提供されることを確保するとともに、介護保険制度の適正な運営がなされるよう、介護給付費の適正化に向けて、3つの柱ごとに取組目標と具体的な実施内容・方法を定めます。

(1)要介護認定の適正化

【取組目標】

〇介護認定調査や介護認定審査の傾向や特徴を把握します。

〇介護認定調査や介護認定審査の平準化のため、定期的に東京都・全国の傾向と区の状況を対比して分析を行います。

〇介護認定審査は、厚生労働省令及び運営基準に基づいた審査を行います。

【具体的な実施内容・方法】

〇業務分析データ等を活用して、状況を把握します。

〇業務分析データ等を活用して、東京都や全国に対する区の介護認定調査の傾向を把握し、適正に介護認定調査が行われているか確認します。その結果を受け、個別指導や研修等によって調査の一層の適正化を図ります。

〇基準に則った審査が行われるよう、事務局内の情報共有を図るとともに、審査判定結果の点検や区の介護審査内容に関する傾向を分析し、審査会議長の会を通じて周知を行うことで、審査会ごとに差の生じない介護認定審査を行います。

（2）ケアプラン等の点検

①ケアプラン点検

【取組目標】

〇基本となる事項を介護支援専門員とともに確認検証しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに、「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組を支援します。

〇個々の受給者が真に必要とする過不足のないサービス提供を確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供の改善を図ります。

〇区内全居宅介護支援事業所*に対し、2年ごとに1回の点検を実施します。

【具体的な実施内容・方法】

〇新たに提供が予定されている、有料老人ホーム等に居住する受給者の給付実績一覧を含めた適正化システムにより出力される帳票等を活用し、受給者の自立支援に資する適正なプランになっているかという観点から対象事業所とプランを選定します。

〇厚生労働省の「ケアプラン点検支援マニュアル」等を活用し、面談（オンライン又は対面）による点検を実施します。

②住宅改修点検及び福祉用具購入・貸与調査

【取組目標】

〇住宅改修の申請内容の精査と訪問調査により、受給者の状態に対して不適切又は不要な住宅改修を防止します。

〇福祉用具の点検により、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与をなくし、受給者の身体の状態に応じた福祉用具の利用を進めます。

【具体的な実施内容・方法】

〇住宅改修において、疑義が生じやすい改修内容や申請理由の類似する事例、改修費用にポイントを絞り、適切な給付が行われるよう効果的な実地調査を行います。

〇福祉用具の必要性や利用状況等を適正化システムなどで確認し、事業者への助言を行います。また、軽度者への適切な給付に向け、福祉用具貸与の例外給付の手続が適切に行われているかの確認を行います。

（3）医療情報との突合・縦覧点検

【取組目標】

〇請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うことにより、サービス事業者等における適正な請求の促進を図ります。

〇適正化システムにより出力される帳票のうち、効果が高いと見込まれ、国が推奨する帳票について全件点検を継続していきます。

【具体的な実施内容・方法】

〇医療情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性等を点検します。縦覧点検では、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況等を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。

〇請求に誤りがあれば事業所に過誤申立て等するよう通知するとともに、必要に応じて事業者への指導を行います。

4 介護サービス見込量

介護サービスの見込量及び介護保険料見込みについて

第10期計画期間（2027年度～2029年度）における介護サービス見込量の推計及び介護保険料の設定に関する考え方は以下のとおりです。

1 被保険者数の推計

住民基本台帳人口及び住所地特例対象者数の実績から、被保険者数の推計を行います。

2 要介護認定者数の推計

これまでの要介護認定区分ごとの人数及び要介護認定率をベースに、75歳以上の後期高齢者数の伸び率などを勘案するとともに、地域支援事業*や介護予防事業の成果による要介護認定の改善などを踏まえて、要介護認定者数の推計を行います。

3 サービス量の推計

これまでの給付実績をベースに、今後の施設サービスや地域密着型サービスの整備や、介護保険法等の改正等による介護サービスの利用への影響などを加味してサービス量の推計を行います。

4 介護給付費等の算出

サービス量の推計及び介護報酬単価の改定や負担割合の改正等の制度改正の影響を踏まえ、2027年度から2029年度の3年間の介護給付費等を算出します。

5 保険料基準額、段階別保険料の設定

被保険者数推計や介護給付費等推計の結果及び国が示す保険料算定に必要な係数をもとに、保険料段階区分及び介護保険料基準額を設定します。

介護給付費等は、国・都・保険者（区）の公費に加え、被保険者の介護保険料によって賄われています。65歳以上の方が負担する介護保険料は保険者（区）が定めており、その割合は介護給付費等の23％です。第9期計画期間（2024年度～2026年度）中の、高齢者1人が平均的に負担する額（介護保険料基準額）は月額6,273円でした。

介護保険料の設定にあたっては、元となる介護給付費等を適正に見込む必要があります。介護給付費等は、後期高齢者人口の増加や要介護認定者数の推移、介護サービス利用者の増加などの傾向を踏まえつつ、介護予防事業の効果や「高齢福祉・介護保険サービス意向調査」の結果なども勘案して推計を行います。

なお、第10期計画においても引き続き、中長期的な介護需要、サービスの種類ごとの量の見込みやそのために必要な保険料水準を推計することが国から求められているため、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年までの介護給付費等の推計を行います。また、介護保険料の設定においては、低所得者層に配慮し、介護保険料の急激な負担増を極力抑えるよう考慮しながら、介護保険料の段階や料率を検討します。

今後、地域における人件費の格差を反映させるための地域区分の見直しや介護報酬の改定等の国の基準等が決定次第、介護給付費等の見込みを精査した上で介護保険料を設定し、その内容を計画案の中で示すこととします。また、2027年3月には条例改正を行い、第10期計画期間における介護保険料を決定します。